



ニュースリリース 平成 27年 7月 29日

常陽結婚・子育て資金贈与専用預金【愛称：夢の宝箱】の取扱開始について

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、このたび、「常陽結婚・子育て資金贈与専用預金（愛称：夢の宝箱）」の取り扱いを開始しますので、下記のとおりご案内いたします。

本商品は、平成 27 年度税制改正における「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した預金商品であり、大切なご家族の未来を応援するための預金口座として、お役立ていただけます。

当行は、今後とも、取扱商品の充実を図り、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

記

1. 取扱開始日

8月3日（月）

2. 商品のポイント

- ・ご利用いただける方は、直系尊属である祖父母さま・父母さま等から結婚・子育て資金の贈与を受けられた 20 歳以上 50 歳未満のお客さま(受贈者)です。
- ・対象となる預金種類は普通預金となります。
- ・受贈者 1 人当たり 1,000 万円まで預け入れができます。
- ・非課税措置が適用となるには、お引き出しの際に、結婚・子育て資金に充当したことを証明する領収書等のご提出が必要となります。

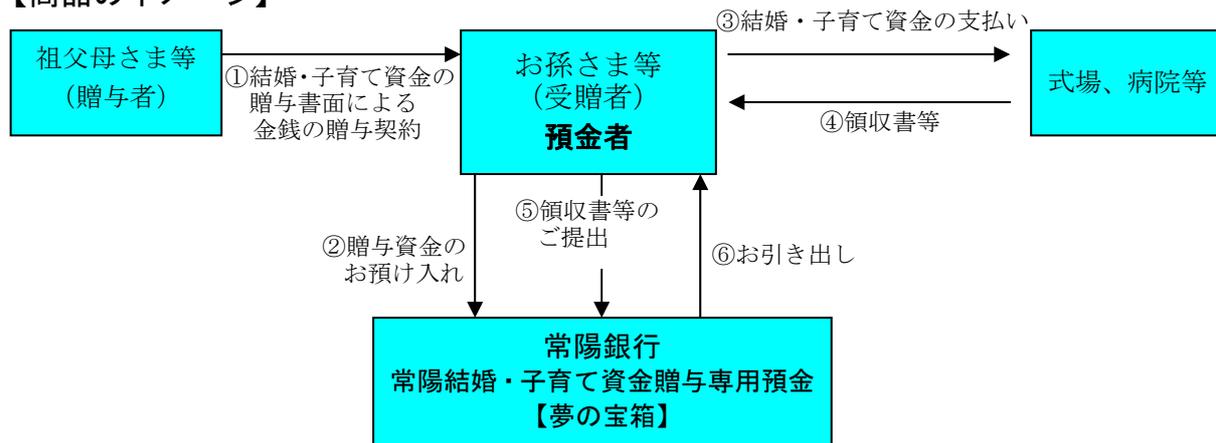
※商品の概要につきましては、別紙をご参照願います。

以 上

【常陽結婚・子育て資金贈与専用預金（愛称：夢の宝箱） 商品概要】

項 目	内 容
ご利用いただける方	直系尊属にあたる祖父母さま等から、結婚・子育て資金の贈与を受けた20歳以上50歳未満の個人のお客さま
対象となる預金	普通預金
取扱店舗	当行本支店 (ただし、受贈者お一人さまにつき、1金融機関・1営業店・1口座に限定)
口座開設方法	当行本支店の窓口にてお申し込みいただけます。 (口座開設にあたっては、戸籍謄本や贈与契約書等をご提出いただきます)
お預入方法	口座開設店にて、随時お預け入れいただけます（お預け入れにあたっては、贈与契約書が必要となります）。
お預入期限	平成31年3月29日（金）
お預入限度額	1,000万円
お引出方法	当行本支店の窓口にて随時お引出しいただけます。 (口座開設店以外でのお引き出し可能です) 非課税措置が適用されるためには、領収書等及び費目の内容に応じた必要書類（戸籍謄本等）のご提出が必要になります。 ATMによるお引出しや、本専用預金口座に対し、口座振替やアクセスジェイの設定はできません。
口座開設手数料	無料
払出事務手数料	1回あたり1,080円（消費税込） (ただし、払出金額の合計が10万円以上の場合は無料)

【商品のイメージ】



4 結婚・子育て資金の一括贈与に係る 非課税措置 Q&A

Q1 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」とはどのような内容ですか？

A1 祖父母さま等（祖父母さま・父母さま等直系尊属）が、銀行等の金融機関を通じて、お孫さま等（お孫さま・おひさま等）へ結婚・子育て資金を一括贈与した際に、1,000万円を限度として贈与税が非課税となる制度です。

Q2 「結婚・子育て資金」とはどのような資金を言うのですか？

A2 結婚資金は、婚礼・住居・引越に要する費用などが含まれます。
なお、結婚資金としての支払いは300万円が限度となります。
子育て資金は、妊婦・出産に要する費用、育児（おひさまの医療費、保育料など）に要する費用が含まれます。

Q3 この制度の預け入れ期間はいつまでですか？

A3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの期間にお預け入れされた資金に限られます。

Q4 誰がこの制度の適用を受けられますか？

A4 祖父母さま等から結婚・子育て資金の贈与を受けた20歳以上50歳未満のお孫さま等が対象となります。
なお、祖父母さま等と受贈者であるお孫さま等との間で書面により贈与契約を結ぶ必要があります。

Q5 上限1,000万円であれば、複数の金融機関にて契約できますか？

A5 この制度を利用できるのは、お孫さま等1人あたり、1金融機関・1営業所に限定されます。

Q6 1人の孫に対して、複数の祖父母等から結婚・子育て資金を贈与しても非課税になりますか？

A6 贈与金額の合計が1,000万円までであれば、複数の祖父母さま等からの贈与であっても非課税となります。

Q7 結婚・子育て資金として使われなかった部分は課税されますか？

A7 お孫さま等が50歳になった日に贈与があったものとみなして贈与税が課税されます。
また、贈与者である祖父母さま等がお亡くなりになった場合、結婚・子育て資金として使われなかった金額に対して、相続または遺贈により取得したものとみなし、相続税の対象となります。

Q8 この制度は、すでに「教育資金一括贈与非課税制度」を利用している孫でも利用できますか？

A8 ご利用できます。ただし、教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることができません。
また、子の育児にかかる費用については、教育資金の贈与の特例と対象範囲が重複する部分がありますが、一回の支払いについて、教育資金贈与の特例と重複して払い出すことは出来ませんので、ご注意ください。

Q9 この制度を使わないと結婚や子育てに対する資金援助は贈与税がかかるのでしょうか？

A9 相続税法等によれば、扶養義務者（注1）から被扶養者への「通常支払うべき金額の範囲内」であれば、都度贈与を行う場合は非課税（注2）とされており、結婚・子育てに対する資金援助もこれに該当すると考えられています。
ただし、事案によって非課税とならない場合もありますので、税理士等専門家の方々にご相談の上、ご対応下さい。

（注1）「配偶者」「直系血族（祖父母・父母等）」「兄弟姉妹」など…相続税基本通達1の2-1
（注2）相続税法第21条の3第1項第2号、相続税基本通達21の3-3～6



常陽 結婚・子育て資金
贈与専用預金
夢の宝箱



お子さま・
お孫さま等の
結婚・出産資金
を応援！

結婚・子育て資金の一括贈与に係る
贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）
の適用商品となります。

ベストパートナーバンク



お問い合わせは、お近くの常陽の窓口、または

常陽 ハローセンター 0120-380-057

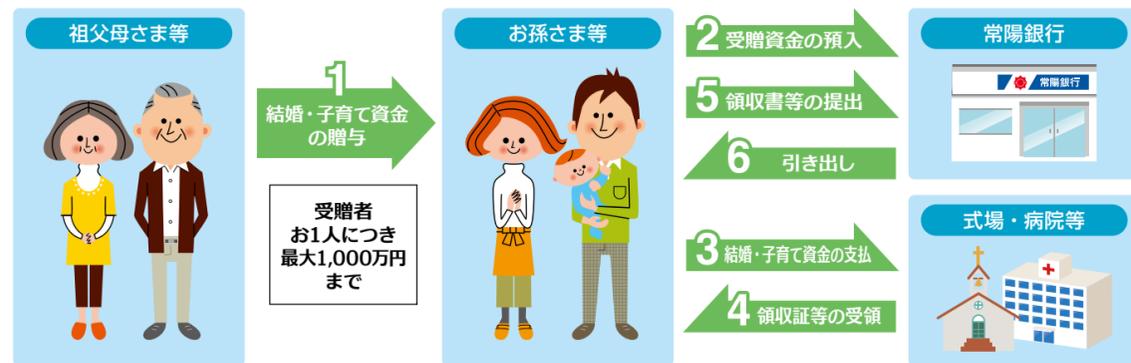
受付時間 平日/9:00~20:00 ※ただし、年末年始・ゴールデンウィーク期間中を除く (H27.8月現在) 常推-27-048-2

本パンフレットでは、結婚・子育て資金を贈与する方を「祖父母さま等」、贈与を受け取る方を「お孫さま等」としております。

1 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」制度の概要

制度のポイント	祖父母さま等(祖父母さま・父母さま等の直系尊属)が、結婚・子育て資金を20歳以上50歳未満のお孫さま等(お孫さま、お子さま等)へ「一括贈与」した場合において、贈与税が非課税となる制度です。
非課税となる金額	お孫さま等1人あたり、1,000万円までの結婚・子育て資金贈与が非課税となります(結婚・子育て資金として使われなかった場合は贈与税の対象となります)。
贈与資金の預け入れ期限	平成31年3月31日までに、お孫さま等名義で金融機関に専用口座を開設し、当該専用口座に贈与資金をお預け入れいただくことが必要です。
贈与資金の払い出し期間	お孫さま等が50歳になるまでの結婚・子育て資金が対象となります。

制度のイメージ



2 結婚・子育て資金の範囲

贈与税が非課税となる結婚・子育て資金の範囲は以下のとおりとなります。

上限1,000万円
(うち、結婚関係の費用は上限300万円)

① 結婚関係の費用

挙式・披露宴を開催するための費用、結婚を機に新たな物件に転居するための引っ越し費用、家賃・仲介手数料などの費用

② 妊娠・出産・育児関係の費用

- (1) 不妊治療、妊婦健診、出産、産後ケア、子の医療費などで病院・診療所・薬局に支払う費用
- (2) 子の育児で幼稚園、保育所などに支払う費用(子：受贈者の子で、小学校就学前の子に限ります)

※くわしくは、内閣府のホームページに掲載されていますのでご参照下さい。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

3 常陽 結婚・子育て資金贈与専用預金【夢の宝箱】の概要

概要

項目	内容
ご利用いただける方	直系尊属である祖父母さま等から、結婚・子育て資金の贈与を受けられた20歳以上50歳未満のお孫さま等
預金種類	普通預金(結婚・子育て資金管理特約を別途締結していただきます)
口座開設方法	口座を開設される店舗窓口でのお申込みとなります。 ※その後の諸手続きも原則として口座開設店のみで受付いたします。
お預け入れ限度額	1,000万円(お利息はお預け入れ限度額に含みません)
お預け入れ期限	平成31年3月29日まで ※制度上は「平成31年3月31日まで」となっておりますが、3月30,31日は、それぞれ土、日曜日のため銀行窓口休業日にあたります。そのため、当行では年度最終営業日である3月29日をお預け入れ期限としております。
お預け入れ方法	口座開設店の窓口で随時お預け入れいただけます。口座開設店以外でのお取扱いはできませんのでご注意ください。 ※お預け入れの対象資金は、贈与契約後2ヶ月以内で、非課税措置の適用を受ける目的の結婚・子育て資金に限定させていただいております。
お引き出し方法	窓口で随時お引き出しいただけます(口座開設店以外の店舗でも受付いたします)。 お引き出し方法は、お客様ご自身で結婚・子育て資金を支払った後に領収書等を当行にご提出のうえ、当該資金をお引き出しいただけます。お引き出しの際は、結婚・子育て資金の支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出いただけます。なお、領収書等の提出期限は支払日から1年以内となります。また、請求書・納付書等で結婚・子育て費の支払いであることが確認できれば、専用口座からの振替によるお振込も可能です。(振込手数料は、非課税の対象となりません。)
払出事務手数料	無料(ただし、1回あたりの払出金額の合計が10万円未満の場合、1,000円(別途消費税))
契約の終了について	以下のいずれかの早い日に結婚・子育て資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただけます。(通常の預金口座として引き続きご利用になることはできません。) ① 預金者(お孫さま等)が50歳になられた場合 ② 預金者(お孫さま等)が亡くなられた場合 ③ 残高がゼロとなり、預金者(お孫さま等)と当行で特約終了の合意があった場合

口座開設のお手続きに必要なもの

項目	内容
お孫さま等のご本人確認書類(原本)	保険証、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真真付)等
お孫さま等のご印鑑	新規に口座を開設いただけますので、ご登録いただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本・住民票の写し(原本)	祖父母さま等とお孫さま等の関係確認のため、それぞれのお名前が入った戸籍謄本(または抄本)または住民票の写しの原本等をご用意ください。
贈与契約書(原本)	口座開設に先立ち、事前に祖父母さま等とお孫さま等との間で締結された贈与契約書の原本をご提示いただけます(贈与契約書のひな形につきましては窓口へお問い合わせください)。
結婚・子育て資金非課税申告書(原本)	国税庁のホームページからダウンロードいただけます。 https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/201504_01.htm もしくは当行窓口へお問い合わせください。
贈与資金	贈与資金については、以下の方法等にてご入金ください。 ・既に当行にある祖父母さま等の口座にあらかじめ入金していただき、口座開設日に、本口座へ振り替えていただけます。この場合、祖父母さま等には、お通帳とお届けのご印鑑をお持ちのうえご来店いただけます。 ・口座開設時でなくとも、後日振込によるご入金も可能です。その場合、お孫さま等に再度ご来店いただくこととなります。 ・現金によるご入金の場合、口座開設日もしくは後日、お孫さま等に現金をお持ちのうえご来店いただき、非課税申告の手続きをしていただけます。

◎内容については、予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
◎手続き等の詳細につきましては、店頭でお問い合わせ下さい。
◎税務上の取り扱いについては、税理士等専門家にご相談下さい。